

司

法

の

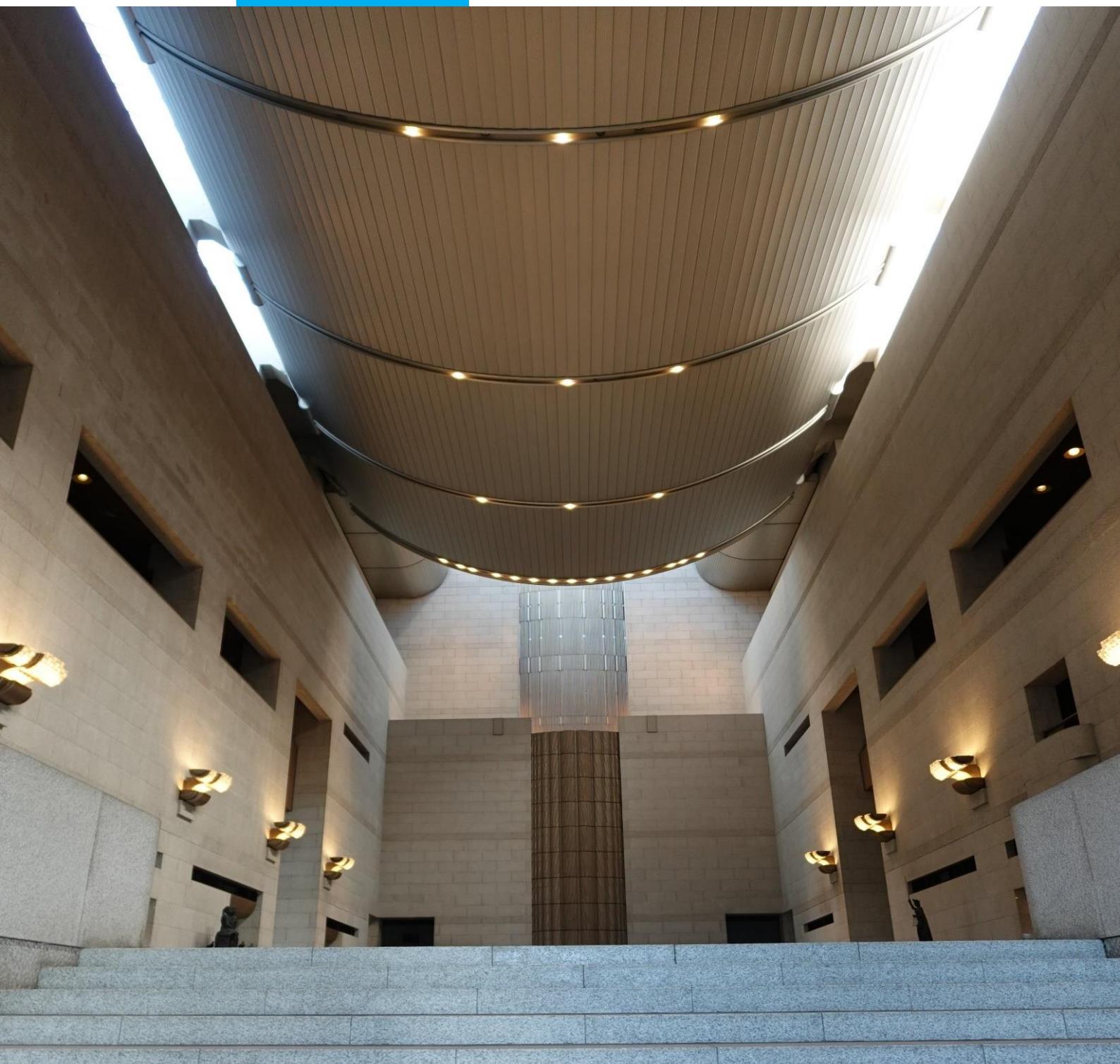
窓

Vol.

89

2024年
(令和6年)

最高裁判所広報誌



最高裁判所庁舎竣工50年の歩み

司法 の窓

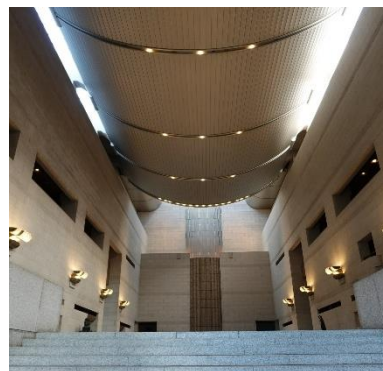
C O N T E N T S

15のいす	将来を予測することの難しさ 最高裁判所判事 深山卓也	1
記念企画	最高裁判所庁舎竣工50年の歩み	2
裁判所めぐり	さいたんのビジネス・コート 見学会 	8
トピックス1	英国最高裁判所長官の来日	12
トピックス2	さいニャンとハウリス君の 交流レポート 	14
トピックス3	裁判所職員総合研修所 ～創立20周年を迎えて～	16
トピックス4	国際知財司法シンポジウム2023	19
トピックス5	令和5年度「法曹という仕事」	20

司法の窓は、裁判所ウェブサイトでも
ご覧いただくことができます。

第89号

2024年5月発行



【表紙写真】
最高裁判所 大ホール

15のいす

—将来を予測することの難しさ—

最高裁判所判事

深山卓也



私は、裁判官に任官して40年余りになるが、その間17年ほど法務省に出向し、民法、商法等の民事関係の法律の立案事務に携わった。立案事務では、新たな法規にどのような要件、効果を設定すれば立法目的を過不足なく実現できるかを予測する必要がある。しかし、この予測が的確に行われず、制度の濫用などの思わぬ弊害を招いてしまう場合もあり、立案事務の難しさの一つは、この点にある。

法律審である最高裁には、法令の解釈を巡り見解の対立する難事件が持ち込まれるが、最高裁判事の仕事にも、立案事務と同種の難しさがある。最高裁の法解釈は、将来の下級審の裁判を事実上拘束するとともに、国民生活や経済社会に波及的な効果を及ぼすため、個別の事件の解決のみならず社会への影響も十分に考慮して行わなければならない。そこで、法解釈に際しては、対立する複数の解釈のそれぞれについて、その解釈を採った場合に導かれる個別の事件の結論のみならず将来の社会の事実状態にもたらす変化をも予測した上で、これらを比較衡量し、



さらに、それぞれの解釈の法論理としての合理性・説得性なども総合考慮して、最善の解釈を選択することになる。しかし、ある解釈を選択した場合の社会の変化を予測するといっても、その前提となる現在の国民の意識や社会の状況を把握すること自体が容易でな

い上、将来を予測する人間の想像力には限界があるので、この作業は困難なものとならざるを得ない。また、この予測ができたとしても、事実状態がどのように変化することをもって望ましい社会の変化と評価するのかについても明確な基準があるわけではない。こうした法解釈における予測的な価値判断は、法令から論理的に演繹されるものではないため、事件の評議においても、各裁判官の個性や法律家として蓄えた知識・経験の相違を反映して、意見の分かれることが少なくない。

私自身は、担当する個々の事件において、最善の解釈を選択し、それが多数意見となるように努めてきたつもりであるが、その選択の可否は、最終的には、将来の社会がどのように変化するかを見届けなければ判明しないのであろう。

(みやま・たくや)

最高裁判所庁舎竣工50年の歩み



現在の最高裁判所の庁舎は、昭和49年（1974年）に竣工しました。今年で半世紀を迎えます。

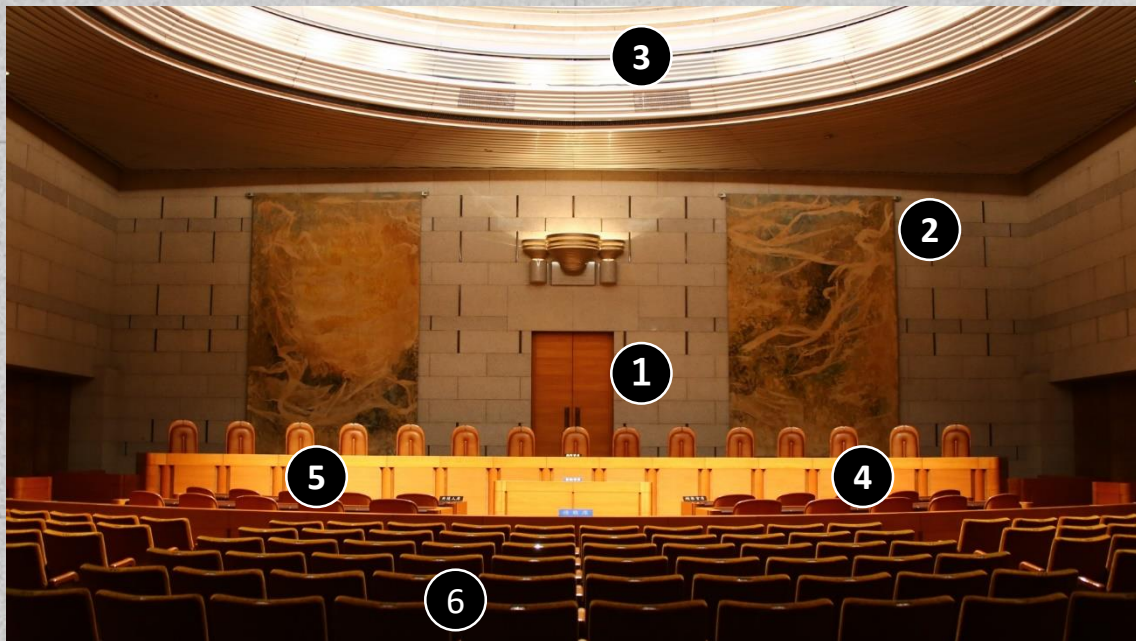
組織としての最高裁判所は昭和22年（1947年）5月3日、日本国憲法の施行とともに誕生しましたが、当時は戦後の混乱期で、すぐには新しい建物を建設することができませんでした。当時は東京都千代田区霞が関にあった大審院の建物（右下の写真。現在の東京高等裁判所などの建物の敷地に建っていました。）を利用していました。現在の庁舎の設計者は岡田新一氏を代表とする設計グループで、コンペにより選ばれました。

庁舎の最大の特徴は白い岩肌の外壁です。茨城県稲田産の花崗岩（通称「稲田みかげ」）が使用されており、「品位や重厚さ」を表現するのに最もふさわしいと考え、設計者はこの岩を採用したそうです。建物全体で約1万トンの花崗岩が使用されています。



次ページから庁舎内部（大法廷と大ホール）を紹介します。

ここは大法廷です。全国で最も大きい法廷です。
床面積は約574平方メートルです。
四方の壁は「稲田みかげ」が使用されています。



1

裁判官席



大法廷は裁判官全員で構成される（定足数9人）ため、15席が並びます。中央の裁判長席には最高裁長官が座ります。

4

当事者席（右側）



裁判の当事者が座る席です。こちらは刑事事件の検察官や民事・行政事件の被上告人が座ります。

2

タペストリー（壁掛け）



大法廷には4枚の壁掛けが掛けられており、「太陽と月」を表現しています。法廷前方が「太陽」で、後方（左写真）が「月」です。

5

当事者席（左側）



地裁などと違い、当事者同士が向かい合わず、裁判官のほうを向いて席が配置されています。こちらは刑事事件の弁護人や民事・行政事件の上告人が座ります。

3

吹き抜け



天井の中央に直径約14メートルの円筒形の吹き抜けがあります。最上面はガラスが張られており、自然の光が大法廷の中央に差し込むようになっています。

6

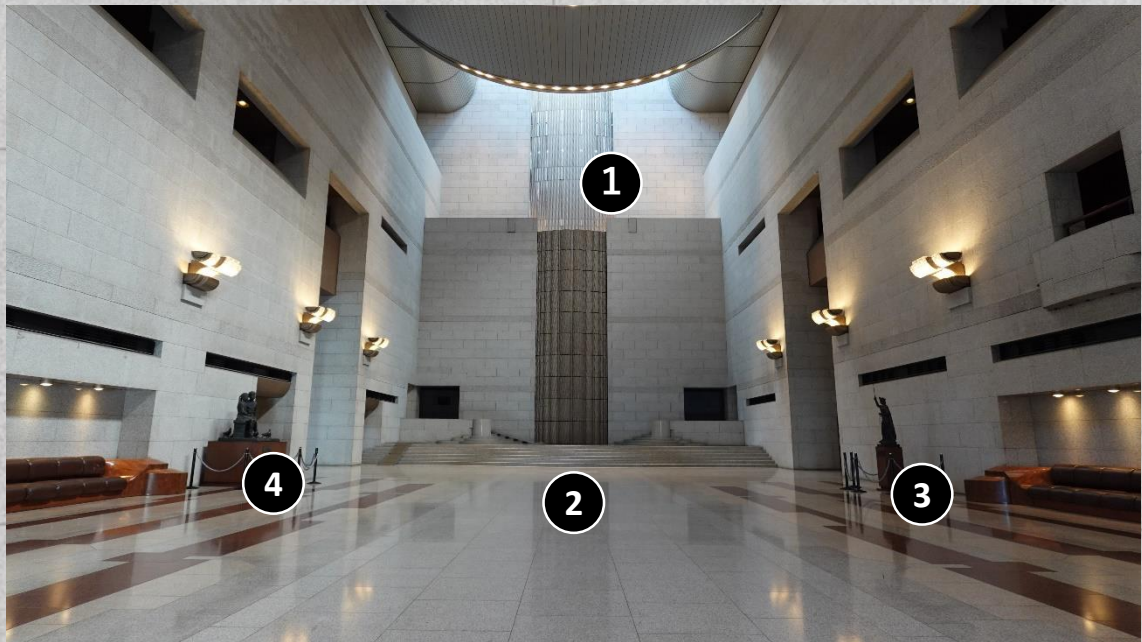
傍聴席



全国最多の席数を誇ります。事件によっては、傍聴券（抽選）が必要になることがあります。

記念企画

ここは大ホールです。正面玄関から入ったところにある広い空間です。真正面に大法廷があります。逆さのアーチを描いた天井は、両側の高い部分で約28メートルあります。



1

吹き抜け



大ホールでは、大法廷の中央の吹き抜けが天井のガラス面まで貫いている様子をご覧くださいことができます。

3

「正義」



広島県出身の圓鍔勝三氏が作成した「正義」像です。ギリシャ神話の法の女神をイメージして制作されました。

2

定礎石



竣工年（1974）が刻まれており、村上朝一長官（当時）の「定礎の辞」（銘板）と「最高裁判所新営の記録」（和紙）が鉛の箱に納められています。

4

「椿咲く丘」



長崎県出身の富永直樹氏が作成した「椿咲く丘」像です。平和への願いが込められた作品です。

【広報行事について】

最高裁判所ウェブサイトでお知らせします。今年も夏休みと法の日週間（10月初め）の時期に実施予定です。

<https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saikousaikouhou/index.html>

【庁舎見学について】

最高裁判所は「学校見学コース」と「一般見学コース」の2コースをご用意しています。詳細はウェブサイトをご覧ください。

<https://www.courts.go.jp/saikosai/kengaku/chousyakenngaku/index.html>

【動画について】

ウェブサイトでは、最高裁判所庁舎内部を撮影した動画をご覧くださいいただけます。

<https://www.courts.go.jp/saikosai/kengaku/kengakudouga/index.html>



【年表】～50年を振り返る～
昭和49年(1974)～平成2年(1990)

社会

最高裁判所

長嶋茂雄氏現役引退

昭和49
(1974)

最高裁判所庁舎竣工
[猿払事件判決](#)

ベトナム戦争終結

昭和50
(1975)

[薬事法事件違憲判決](#)

王貞治氏本塁打世界記録樹立

昭和51
(1976)

[衆議院議員定数配分規定
違憲判決](#)

日中平和友好条約締結

昭和52
(1977)

[津地鎮祭事件判決](#)

先進国首脳会議日本初開催
(東京サミット)

昭和53
(1978)

[マクリーン事件判決](#)

昭和54
(1979)

昭和55
(1980)



昭和56
(1981)

[大阪国際空港訴訟判決](#)

五百円硬貨発行

昭和57
(1982)

[堀木訴訟判決](#)

日本海中部地震

昭和58
(1983)

[よど号ハイジャック記事
抹消事件判決](#)

昭和59
(1984)

[税関検閲訴訟判決](#)

日本航空123便墜落事故
(御巣鷹山)

昭和60
(1985)

[衆議院議員定数配分規定
違憲判決](#)

男女雇用機会均等法施行

昭和61
(1986)

[北方ジャーナル事件判決](#)

昭和62
(1987)

[森林法事件違憲判決](#)

青函トンネル、瀬戸大橋開通

昭和63
(1988)

[自衛隊合祀事件判決](#)

ベルリンの壁崩壊

平成元
(1989)

[法廷内メモ不許可事件判決](#)

秋山豊寛氏、日本人初の宇宙
飛行士に

平成2
(1990)

記念企画

平成3年(1991) ~平成19年(2007)

社会

最高裁判所

雲仙岳噴火、湾岸戦争勃発

平成3
(1991)

平成4
(1992)

[成田新法事件判決](#)

平成5
(1993)

初の国産大型ロケット
(H-II) 打ち上げ

平成6
(1994)

司法研修所和光庁舎竣工

阪神・淡路大震災
地下鉄サリン事件

平成7
(1995)

[ロッキード事件判決](#)

病原性大腸菌(O157)による
食中毒が流行

平成8
(1996)

[沖縄代理署名訴訟判決](#)

平成9
(1997)

[愛媛県玉串料訴訟違憲判決](#)

明石海峡大橋開通

平成10
(1998)

平成11
(1999)

[接見指定の合憲性判決](#)

二千円札発行

平成12
(2000)

アメリカ同時多発テロ事件

平成13
(2001)

[賃料増額確認請求事件判決](#)

2002FIFAワールドカップ
(日韓大会)

平成14
(2002)

[郵便法事件違憲判決](#)

平成15
(2003)

[横領後の横領事件判決](#)

新潟県中越地震

平成16
(2004)

裁判所職員総合研修所設立

2005年日本国際博覧会
(愛・地球博)

平成17
(2005)

[在外邦人選挙権制限違憲判決](#)

荒川静香氏がトリノ五輪で日
本フィギュア界初の金メダル

平成18
(2006)

[旭川市国民健康保険条例
事件判決](#)

新潟県中越沖地震

平成19
(2007)

平成20年(2008)～令和6年(2024)

社会

最高裁判所

岩手・宮城内陸地震

平成20
(2008)

[国籍法事件違憲判決](#)

裁判員制度施行

平成21
(2009)

[解職請求代表者の資格制限
事件判決](#)

小惑星探査機「はやぶさ」
帰還

平成22
(2010)

[空知太神社事件違憲判決](#)

東日本大震災

平成23
(2011)

[裁判員制度の合憲性判決](#)

東京スカイツリー開業

平成24
(2012)



平成25
(2013)

[非嫡出子法定相続分規定
違憲決定](#)

御嶽山噴火

平成26
(2014)

平成27
(2015)

[女性の再婚禁止期間違憲
判決](#)

熊本地震

平成28
(2016)

平成29
(2017)

[GPS捜査と憲法35条判決](#)

北海道胆振東部地震

平成30
(2018)

小惑星探査機「はやぶさ2」
リュウグウに着陸

令和元
(2019)

新型コロナウイルス感染症
流行

令和2
(2020)

[地方議会出席停止処分取消
等訴訟判決](#)

東京五輪開催

令和3
(2021)

[孔子廟政教分離訴訟違憲
判決](#)

ウクライナ侵攻

令和4
(2022)

[在外邦人の国民審査権制限
規定違憲判決](#)

令和5
(2023)

調停制度発足100周年

能登半島地震

令和6
(2024)

[性同一性障害特例法事件
違憲決定](#)

さいたんのビジネス・コート 見学会

令和4年10月にオープンしたビジネス・コートを、
裁判所ナビゲーターのさいたんが案内するよ。



こんにちは。さいたんです。
プロフィールはウェブサイト
で紹介しているよ。

[https://www.courts.go.jp/
saiyo/saitan/index.html](https://www.courts.go.jp/saiyo/saitan/index.html)



(庁舎入口付近)



(庁舎玄関付近)

Q ビジネス・コートって？

A 正式名は「知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎」です。知的財産権紛争の裁判、商事・経済紛争の裁判、事業再生・倒産処理の裁判といったビジネスに関する裁判を集中して取り扱う日本初の裁判所です。

Q どこにあるの？

A 東京メトロ・東急中目黒駅から徒歩約8分で、目黒川沿いにあります。目黒川の桜並木は上流から下流にかけて約4kmに及び、その中心部に位置するビジネス・コートにも桜が植えられており、目黒川に面した敷地の一部は憩いの場として地域の住民の方に開放されています。



(開花時期の目黒川)



(庁舎1階フロアガイド)

Q ビジネスに関する部署を集中させたのはなぜ？

A ビジネスに関する手続に特化した部署を集めることで、より一層の専門性、迅速性や国際性を兼ね備えた司法サービスが可能となり、ユーザーにとって利用しやすい裁判所をコンセプトとしています。

Q 法廷のモニターは何に使うの？

A ウェブ会議による口頭弁論などで利用します。ユーザーが実際に裁判所に出頭せずに手続を進めることができるため、より効率的かつ迅速な裁判進行が期待できます。

他にも、特許関係訴訟の技術説明会でプレゼンテーションが行われる際も、利用されています。



(法廷)



(ウェブ会議スペース)

Q ここは何をするところ？

A ここはウェブ会議等を行うためのスペースです。裁判官はここで、弁護士事務所など裁判所外にいる当事者とも手続を行うことができるため、柔軟にコミュニケーションを取り合い、迅速に手続を進めることができます。

Q 今後の裁判手続のデジタル化の予定は？

A ビジネス・コートでは扱わない家事事件や刑事事件についても、さらなる裁判手続のデジタル化による司法アクセスの向上が期待されています。
※詳しくは11ページをご覧ください。



(裁判長席のさいたん)

最後に、東京地裁の中吉徹郎所長代行からコメントをいただきました。



(中吉所長代行とさいたん)

ビジネス・コートでは、デジタル機器を活用し、様々な工夫を凝らした新しい審理運営にチャレンジしています。引き続き、所属する裁判官や書記官、各種専門職員と、部署の垣根を越えて相互に連携し、当事者、代理人の声にもよく耳を傾け、複雑化・グローバル化が進むビジネス関連紛争を適切に解決していきたいと思ひます。

裁判所めぐり

令和5年11月に開催した、開庁1周年記念シンポジウムの様子を紹介するよ。



(本多所長挨拶の様子)

シンポジウムの開催にあたり、本多知成知的財産高等裁判所長が挨拶を行いました。開庁1周年を迎え、「今後も、国際的な観点も考慮しながら、ビジネス関連訴訟の拠点として、最新のデジタル技術も積極的に活用し、充実した審理の下でスピード感をもって紛争の適正な解決を図り、皆様の期待に応えるように努めてまいりたい」と挨拶しました。



(模擬裁判の様子)

シンポジウムに先立ち、架空の事件を題材に、大型モニターを活用した口頭弁論手続（争点説明会）の実演を行いました。デジタルツールの活用により、争点の内容をビジュアルでわかりやすく理解できるため、相互理解や争点整理の促進が期待されています。

シンポジウムでは、ビジネス・コートにおける審理・各種取組を紹介した後、「ビジネス・コートへの期待」をテーマにしたパネルディスカッションを実施しました。ディスカッションではビジネス・コートの3つのコンセプトである「Professional」「Speedy, Accessible」「International」について、裁判官と研究者、弁護士、経済界の実務家が様々な角度から意見交換を行いました。



(庁舎外観の様子)

ビジネス・コートにおける手続については、以下のサイトをご覧ください。

知的財産高等裁判所

<https://www.ip.courts.go.jp/index.html>

東京地方裁判所商事部、倒産部、知的財産権部

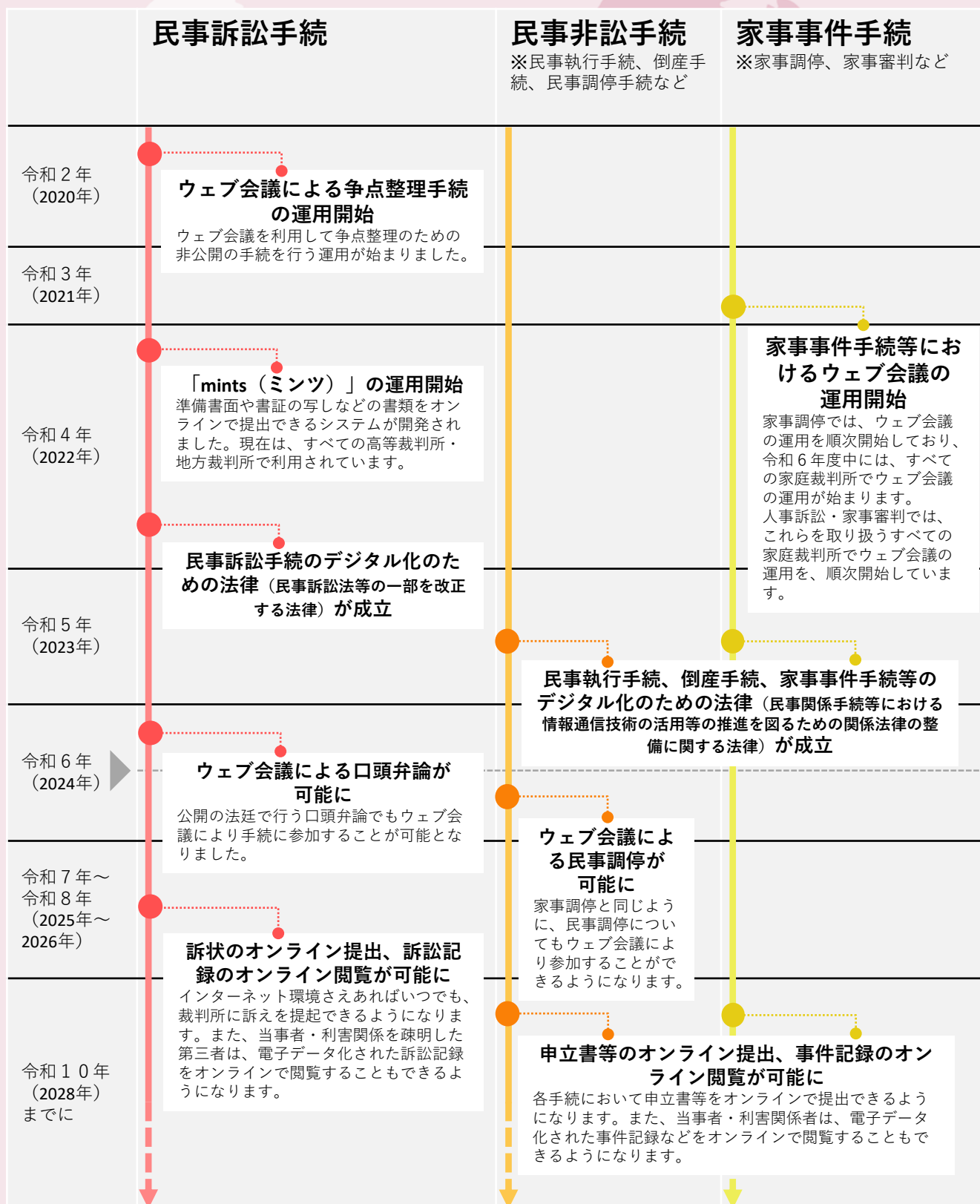
https://www.courts.go.jp/tokyo/about/syozai/tokyo_nakameguro/index.html



裁判手続のデジタル化のスケジュール

裁判所では、デジタル技術を活用することで、より良い司法サービスの提供を目指した取組を行っています。

裁判手続のデジタル化は、主に民事訴訟手続の分野を中心に進んでおり、その他の分野についても検討が進んでいます。



（刑事事件手続についての検討状況）

刑事事件手続のデジタル化については、書類の電子データ化・発受のオンライン化を始めとした捜査・公判手続のデジタル化の実現に向けて、政府において、必要な法案の検討が進められています。裁判所においても、このような動きに適切に対応するとともに、必要となるシステムの在り方等について検討を行っています。

英国最高裁判所長官の来日

英国最高裁判所のリード長官は、令和5年11月26日から12月2日までの間、最高裁判所の招へいにより日本を訪問されました。日本と英国の裁判所の間には、深い交流を続けてきた長い歴史がありますが、英国最高裁判所長官が、最高裁判所を訪問されるのは初めてのことです。

リード長官には、日本の多くの裁判所関係者らと精力的に交流していただき、日英の裁判所間の相互理解を深め、関係を一層強化する上でも、またとない機会となりました。

※[こちら](#)のウェブサイトには、リード長官と戸倉長官のメッセージも掲載されておりますので、是非御覧ください。右の二次元コードからもウェブサイトを御覧いただけます。



11月27日（最高裁判所訪問）

戸倉長官との会談では、裁判手続のデジタル化やそれに伴う諸課題などについて、和やかな雰囲気の下、活発な意見交換が行われました。また、戸倉長官とともに、大法廷及び小法廷など庁舎内を見学されました（写真1、2）。



1



2

11月28日（ビジネス・コート訪問）

リード長官には、令和4年秋に開庁したばかりのビジネス・コート（知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎）も訪問していただきました。ウェブ会議ブースや法廷等を見学していただいたほか、ビジネス・コートのコンセプトやデジタル技術を活用した民事手続等について、裁判官らと意見交換していただきました（写真3）。



11月29日（最高裁判所訪問）



リード長官は、「英国の裁判所における口頭審理：過去・現在・未来」をテーマに講演されました。リード長官からは、英国の司法制度における口頭審理の意義等について、歴史的な経緯や将来への展望も含めて、大変示唆に富むお話をいただき、会場の聴講者との質疑応答も活発に行われました（写真4、5）。この講演は、オンラインでも配信され、日本全国の多くの裁判官と裁判所職員が聴講視聴しました。

リード長官と最高裁判事らとの意見交換も行われました。リード長官と戸倉長官らは、最上級審における口頭弁論の在り方や司法府の役割など、様々な話題について、議論を交わしました（写真6）。



11月30日（東京高等・地方裁判所訪問）

東京地方裁判所では、裁判員裁判を傍聴していただいたほか、刑事第1審事件の運用等について、刑事部の裁判官らと意見交換をしていただきました（写真7）。

また、東京高等・地方裁判所の主に若手裁判官らを対象として、裁判官としての成長について、リード長官の御経験を踏まえたお話をしていただきました。参加した多くの裁判官らは、裁判官の職責の重さとやりがいの大きさに思いを新たにしました。



裁判所

法務省

さいニャンとハウリス君の交流レポート

裁判員制度
広報キャラクター

さいニャン

ハウリス君はじめまして！
裁判所で裁判員制度を担当しているさいニャンだニャ^{ニャ}
ハウリス君は、どんな広報のお仕事をしているの？

法教育マスコットキャラクター

ハウリス君



さいニャン、はじめまして！
ボクは法務省の人たちと一緒に学校で授業をしたり、全国の
イベントにお邪魔したりしているよ。
今日は裁判員制度について、裁判所でどんな広報をしているのか
教えてもらえるとうれしいな☆

X (旧ツイッター) もやってるよ！
@HOURISU_KUN

OK ☆



裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、
3人の裁判官といっしょに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どんな
刑にするかを決める制度なんだ。
令和5年から**18歳、19歳**の人たちが裁判員裁判に参加することに
なったから、特に**若い人に向けての広報**に力を入れているニャ^{ニャ}

これから、裁判所で行っている若い人に向けての裁判員制度広報行事を紹介するね！

学生を対象とした出前講義の開催

裁判所

裁判所では、裁判官や裁判員経験者が学校等に行って、裁判員制度に関する疑問にわかりやすく答えたり、裁判員経験者の声を届ける**出前講義**を全国で行っているニャ^{ニャ}

例えば、鳥取地裁では、**高校1年生を対象とした出前講義**を実施したんだ。
講師の裁判官から、刑事裁判の流れや裁判員制度の仕組みについて説明し、参加した学生みんなは熱心に聴いてくれていたよ！

参加した学生さんの感想も紹介するね♪

- ・学生や法律に詳しくない人でもなれることを知ったので、参加してみたいなと思いました。
- ・今まではあまり裁判員制度に関して興味がわからなかったけど、今回の話を聞いて関心をもてた。



出前講義の様子

裁判員制度を身近に感じてもらう
きっかけになればうれしいニャ^{ニャ}



裁判員経験者との意見交換会の見学会

裁判所

出前講義のほかに、**裁判員経験者**と法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）との**意見交換会**を学生に見学してもらう取組もしているニャ。

意見交換会は法曹三者が集まり、**裁判員経験者**に裁判員制度に対する率直な意見や感想を語ってもらう場で、その概要は裁判所のHPに載っているよ！
これから裁判員になるかもしれない方々に見てもらって、裁判員制度に興味を持ってもらいたいニャ。

普段行っている意見交換会に加えて…

高松地裁では、このような意見交換会の様子を直接、**高校生、大学生に見学**してもらったよ！

意見交換会では、学生のみんなから事前にもらった質問にも、**経験者**から率直な意見や感想を答えてもらったんだ。

参加した**経験者**からその場で語られたメッセージも紹介するね♪

・若いからこそ、私たちでは考えられない意見が出ると思います。18歳19歳という若い人たちが参加していただくことは大切だと思います。選ばれたらぜひ参加していただきたいと思います。



自らの経験談を話す経験者

経験者のお話を熱心に聞く学生



全国の裁判所の意見交換会開催概要はこちら➡ <https://www.saibanin.courts.go.jp/access/ikenkoukan>



現役の裁判官や実際に裁判員を経験した人たちから、裁判員裁判のリアルな話を聞けるんだね！
ボクも参加して、裁判員に選ばれた時の心構えを勉強したいな～。
次は、ボクから「模擬裁判」をテーマにした法教育の教材を紹介させてもらうね！

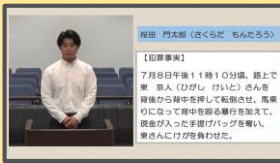
模擬裁判の授業をしてみよう！

法務省

法務省では、小・中・高等学校の授業で模擬裁判を取り入れてもらうために、令和5年3月から「もぎさい」法教育教材をホームページで公開しているよ！

「もぎさい」教材を使えば、こんな授業が出来る！

- ・動画を視聴して、**刑事裁判手続を模擬的に体験**する。（ロールプレイ用のシナリオ教材もあるよ！）
- ・架空の事件を題材として、**「被告人が有罪か無罪か」について議論**する（器物損壊又は強盗致傷の事案）。
- ・実際の**法曹三者からのメッセージを視聴**できる。



教材はこのページから見られるよ！



教材を使った出前授業も受付中！



すごいよハウリス君！こんなに豊富な教材がホームページに掲載されているんだ！
小・中・高それぞれに教材が用意されていて、先生も授業に取り入れやすいね♪
ハウリス君、紹介してくれてありがとう！
これからもお互い広報活動がんばっていこうニャ。エイエイ！

オー



裁判所職員総合研修所

～創立20周年を迎えて～

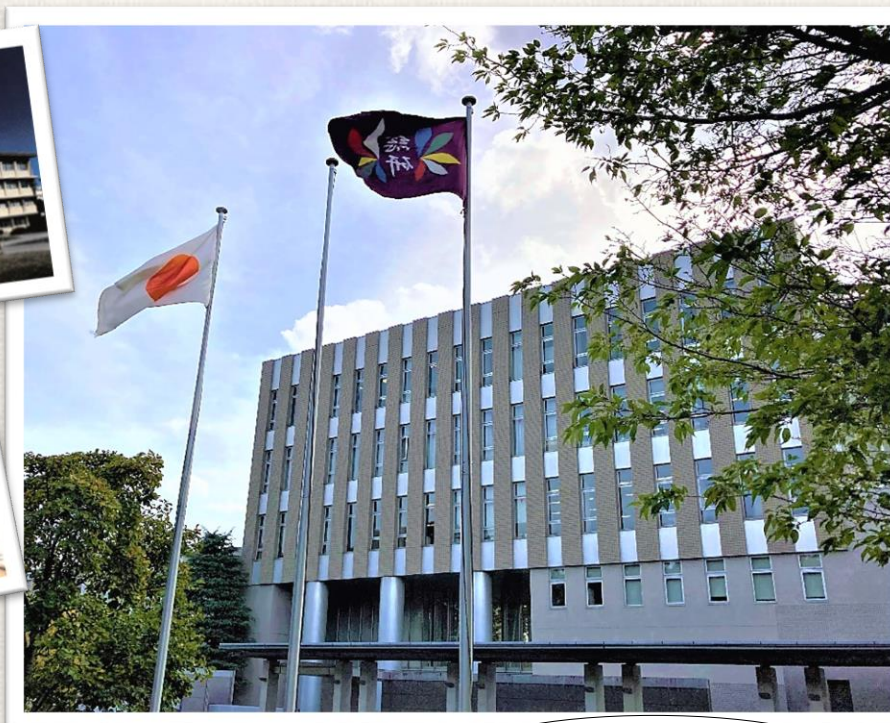
裁判所職員総合研修所(通称:総研(そうけん))は、埼玉県和光市にある裁判所職員の研修機関です。平成16年4月に、「裁判所書記官研修所」と「家庭裁判所調査官研修所」が統合して創立され、令和6年4月には、**創立20周年**を迎えました。

この機会に、全国の裁判所で働く職員がよりよい司法サービスを提供するため、総研が行っている活動について、簡単に紹介します。

旧・裁判所書記官研修所



旧・家庭裁判所調査官研修所



裁判所職員総合研修所

総研では、裁判所書記官(※1)及び家庭裁判所調査官(※2)になるための知識やスキルを学ぶ「**養成課程**」と、裁判官以外の職員を対象に、執務能力を伸ばすための「**研修・研究**」を行っています。

※1 裁判所書記官は、法律の専門家として、法廷に立ち会って手続を調書に記録するなど、裁判に関する様々な事務を行います。法令や判例の調査、弁護士、検察官、訴訟当事者との進行の打合せなどを行い、裁判官と協力して裁判を円滑に進行させる役割も担っています。

※2 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった行動科学等の専門的な知見や技法を活用して、家庭内の紛争の解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動を行います。裁判官や裁判所書記官と一緒にチームを組んで協力し合い、家庭裁判所の適正・迅速な審理を支えています。

裁判所職員総合研修所～創立20周年を迎えて～

裁判所書記官

裁判所事務官等として採用後、
一定の経験

養成課程入所試験合格

裁判所書記官養成課程

【内容】
法律科目、実務科目の授業・演習
実務修習（各地の裁判所で実施）
【期間】法学部卒業者等 約1年間
それ以外の者 約2年間

裁判所書記官

家庭裁判所調査官

裁判所職員採用総合職試験（家
庭裁判所調査官補）に合格し、家庭
裁判所調査官補として採用

家庭裁判所調査官養成課程

【内容】
法律科目、行動科学科目（心理学、
社会学等）、実務科目の授業・演習
実務修習（各地の家庭裁判所で実施）
【期間】 約2年間

家庭裁判所調査官

養成課程

養成課程では、総研で研修を受けるほか、各地の裁判所で実務を学びます。適正迅速な裁判、利用しやすい裁判を行うには、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等が連携して協力し合うことが不可欠です。

そのため、裁判所書記官と家庭裁判所調査官の養成課程の合同カリキュラムも設けられています。裁判所職員としての人権意識を養うため、国立ハンセン病資料館を見学したり、学芸員から説明を受ける機会を設けたりもしています。



マジックミラー越しに観察したり、録画するなどして面接技法を身に付けます

データを共有しながらグループで討議し、発表はオンラインで行います



教室間をオンラインでつないで約300人が同時に講義を受けます

研修

職種に応じて、各階層別に研修を実施しています。

職員の研修は各地の裁判所でも実施されており、その企画担当者や講師に対する研修も実施しています。裁判官の研修を行っている司法研修所と合同で実施する研修もあります。

近時は、研修参加者が総研に集合して行う研修のほか、総研と全国の裁判所をウェブ会議で繋ぐリモート研修も実施しています。

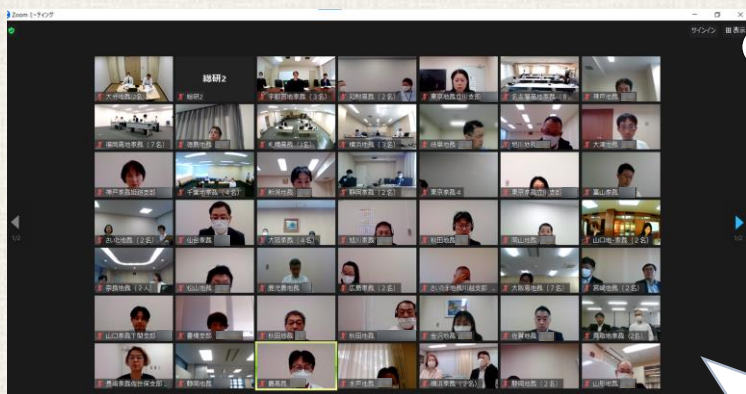
裁判所で行われる主な研修

	裁判所事務官等	裁判所書記官	家庭裁判所調査官
新採用	フレッシュセミナー 総合職初任研修 新採用職員研修 フォローアップセミナー		フレッシュセミナー 総合職初任研修 養成課程
中堅	事務官専門研修 ジャンプアップ研修 係長等研修	養成課程 書記官ブラッシュアップ研修	応用研修 特別研修 実務研究会 家庭裁判所調査官
管理職		実務研究会（民事・刑事・家事・少年）	
	中間管理者研修・管理者研究会		
	研修指導研究会		

経験年数、役職に応じて行われる研修、研究会

裁判所の事務の種類に応じて行われる研修、研究会

トピックス3



リモート研修



地方からリモートで受講が可能

研究

職員の中から選ばれた研究員が、裁判所書記官や家庭裁判所調査官の事務の研究を行っています。

研究成果は、報告書にまとめ全国の裁判所に発信し、事務の改善などに役立てています。

～研究テーマの例～
・財産管理事件における書記官事務について
・SNS等を利用した性非行事件に関する研究

総研での生活

研修中は、寮、食堂、談話室、図書室、体育館（兼講堂）などを利用することができます。全国の情報を交換したり、親交を深めたりしています。

体育館



食堂



総研創立後、約6500人以上の養成課程修了者を、裁判所書記官又は家庭裁判所調査官として各地の裁判所に送り出してきました。この間、デジタル化が進むなど社会経済情勢も大きく変化しましたが、総研ではこのような変化を踏まえ、研修の内容や方法を常に見直しています。

これからも、10年、20年と将来にわたり、みなさまに信頼していただけるよう、充実した研修等を企画、実施してまいります。

※裁判所職員総合研修所に関する情報は、最高裁ウェブサイトの裁判所職員総合研修所ページを参照してください。

<https://www.courts.go.jp/saikosai/syokuinkensyujou/index.html>



国際知財司法シンポジウム2023



開会挨拶を行う深山最高裁判事

令和5年10月17日、10月18日及び10月19日に、「国際知財司法シンポジウム2023～アジアにおける知的財産紛争解決～」が弁護士会館講堂クレオにて開催されました。

本シンポジウムは、国際的なハーモナイゼーションが深まっている知的財産の世界において、国際的な動向や課題を適切に把握し、各国が互いの法制度や審理運営の在り方について知識や理解を深める重要な機会として好評を得てきました。

7回目となる今回のシンポジウムでは、アジア11か国から知的財産分野の専門家を招いて、活発な議論が行われました。昨年に引き続き、海外の知的財産分野の専門家の多くを実際に会場に迎え、有観客で実施しつつ、オンラインにて、同時視聴も可能な形とし、3日間で延べ約1200人の方に御参加いただきました。裁判所パートである1日目には、「消尽」をテーマに、日本、インド及び大韓民国による各国模擬裁判を行った後、「知的財産紛争解決の国際比較」をテーマにパネルディスカッションを行いました。



パネルディスカッションの様子

法務省パートである2日目には、模倣品対策に関する基調講演及びパネルディスカッションが行われ、特許庁パートである3日目には、審判実務や先端技術分野の審理についてのパネルディスカッションが行われました。

アジア各国の知的財産分野の専門家に4年ぶりに来日いただき、臨場感のある模擬裁判が行われたことに加え、デジタル化を含む各国の裁判手続の最近の実情についても充実した議論が行われ、各国の知的財産司法制度等をより深く知る貴重な機会となりました。



法服を着用してのインドの模擬裁判の様子

講演資料等（裁判所パート）は
こちらから確認ができます。

知的財産高等裁判所ウェブサイト

<https://www.ip.courts.go.jp/jsip/index.html>



本シンポジウムのアーカイブ
動画はYouTube上で公開中！

https://www.youtube.com/channel/UC8e_LoV04a5G254ry87EaoQ



令和5年度「法曹という仕事」



今年は会場とオンラインのハイブリッド開催!!

「法曹という仕事」は、令和元年から最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の法曹三者による共催イベントとして(※令和5年度からは、最高検察庁も共催)、毎年夏休み期間中の8月頃に開催している広報イベントです。

第4回目となる令和5年度は、初めて最高裁判所での会場参加(定員100名)とオンライン参加(定員250名)のハイブリッド形式で開催しました。

このイベントは、これから将来の進路を検討する高校生を中心とした参加者に対して、最高裁判所判事から、法曹という仕事の重要性や魅力をお伝えし、NHK Eテレ普話法廷の裁判内容を法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)が解説するなどして、社会における「法律家」の役割等を知ってもらう企画です。

クリック

「法曹という仕事」開催結果



法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)が、社会における法律家の役割、仕事のやりがいをお伝えします。



法曹という仕事

令和5年 8月16日(水) 13時30分

参加方法: ①会場参加(最高裁判所)

②オンライン参加(Zoom)

対象: 高校生

定員: ①100名、②250名(いずれも申込先着順)

申込: メールで申込み(定員に達し次第、受付終了)

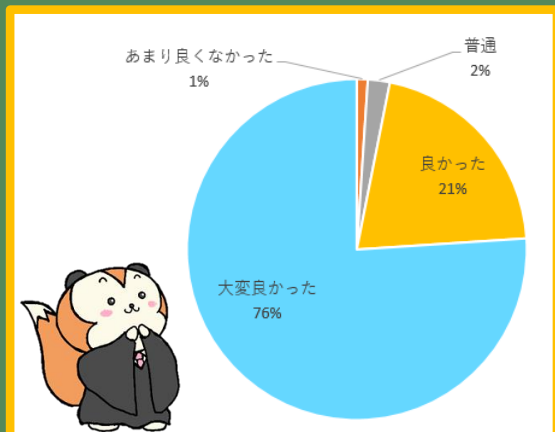
共催: 最高裁判所、法務省・最高検察庁、日本弁護士連合会

イベントの詳細内容、申込方法は、こちらに掲載予定
https://www.courts.go.jp/saikosai/about/saikousaikouhou/R5_housou/index.html



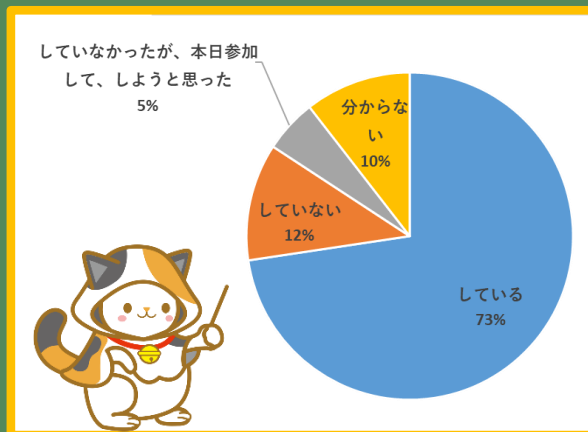
令和5年度「法曹という仕事」の参加者アンケート

1. 「法曹という仕事」企画全体について



「法曹という仕事」のイベントに参加した人のうち、「良かった」及び「大変良かった」は **97%**

2. 法曹を進路の一つとしていますか。



参加者のうち法曹を進路の一つとして考えている人は **73%**

第1部 岡正晶最高裁判事の講話

岡判事は、「法曹三者の仕事は、どれも資格取得者のみができる**プロフェッショナル**な仕事であり、高い倫理観・使命感が求められる厳しい仕事ですが、社会の安全・安心・安定を支えているとても重要な仕事であり、達成感、やりがいを感じられる、よい仕事の1つです。」

「**プロフェッショナル**で職人的な仕事に関心・興味のある方は、この法曹という仕事を、ぜひ前向きに検討していただければ嬉しいです。」と、語りました。



最高裁判事 岡 正晶

第2部 共同企画「昔話法廷」

共同企画は、NHK Eテレ昔話法廷「**三匹のこぶた**」動画を再生し、被告人を追及する🌸**検察官**、被告人を弁護する👤**弁護人**、裁判の進行を指揮し、判断する👤**裁判官**がそれぞれ異なる立場から、鋭い視点で副音声的に「**真剣に**」分析・解説する企画です。

質疑応答タイムでは、オンライン参加者から「被告人のトニー郎に正当防衛が認められない場合は、情状酌量は認められますか。」等の質疑がされ、法曹三者が分かりやすい言葉で丁寧に回答していたのが印象的でした。



最高裁判所講堂の大型スクリーンで裁判動画を再生し、法曹三者が解説する様子

第3部 個別企画「法曹三者PR」

個別企画では、「裁判官」、「検察官」、「弁護士」がリレー方式により、それぞれの職種の「仕事の魅力」、「仕事のやりがい」、「チームで仕事していること」等について、具体的な体験を元に語りました。

👤**弁護士チーム**の「学生時代のアルバイトや部活の経験は、弁護士になってからも役立つ」、🌸**検察官チーム**の「熱い心を持ちながらも、証拠をきちんと分析できる冷静な頭も同時に必要」、👤**裁判官チーム**の「裁判官は孤独に判断しているのではなく、チームで仕事をしている。」という言葉が印象的でした。



法曹三者のPRを興味津々に聴く参加者の様子

◆ イベント企画動画リンク集 ◆



第1部動画
基調講演



第2部動画
共同企画



第3部動画
個別企画

<参加者の声>

- 法曹三者の仕事は、社会を安定、安心させる重要な仕事だと思いました。
- 普段勉強しないことが学べていい機会になりました。



令和6年度は「法曹という仕事」イベントを**令和6年8月16日(金)**に開催予定です!!



裁判員制度

司 法 の 窓（第 8 9 号）

2 0 2 4 年（令和 6 年）5 月発行

最 高 裁 判 所

東京都千代田区隼町 4 番 2 号



裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/>

写真、イラスト、特集記事及び記名記事以外の転載は自由です。